

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年 6月25日

川口市長 殿

提出者 荏原環境プラント株式会社

住所 東京都大田区羽田朝日町11-1

氏名 荏原環境プラント株式会社

エンジニアリング本部 プラント建設部

北関東メンテナンス工事課 課長 澄本 一世

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-3416-4486

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	荏原環境プラント株式会社 川口市朝日環境センター内作業所
事業場の所在地	埼玉県川口市朝日4-21-33
事業の種類	08 設備工事業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	200.0 t	全処理委託量	200.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			



(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：燃えがら（有害）)

項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら直接埋立処分した量	有償物量
①排出量	198.6	①	①	① 不要物等発生量
②+③自ら再生利用を行った量				
④自ら熱回収を行った量				
⑤自ら中間処理により減量した量				
⑥+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量				
⑧全処理委託量	198.6			
⑨優良認定処理業者への処理委託量	186.73			
⑩再生利用業者への処理委託量				
⑪熱回収認定業者への処理委託量				
⑫熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				

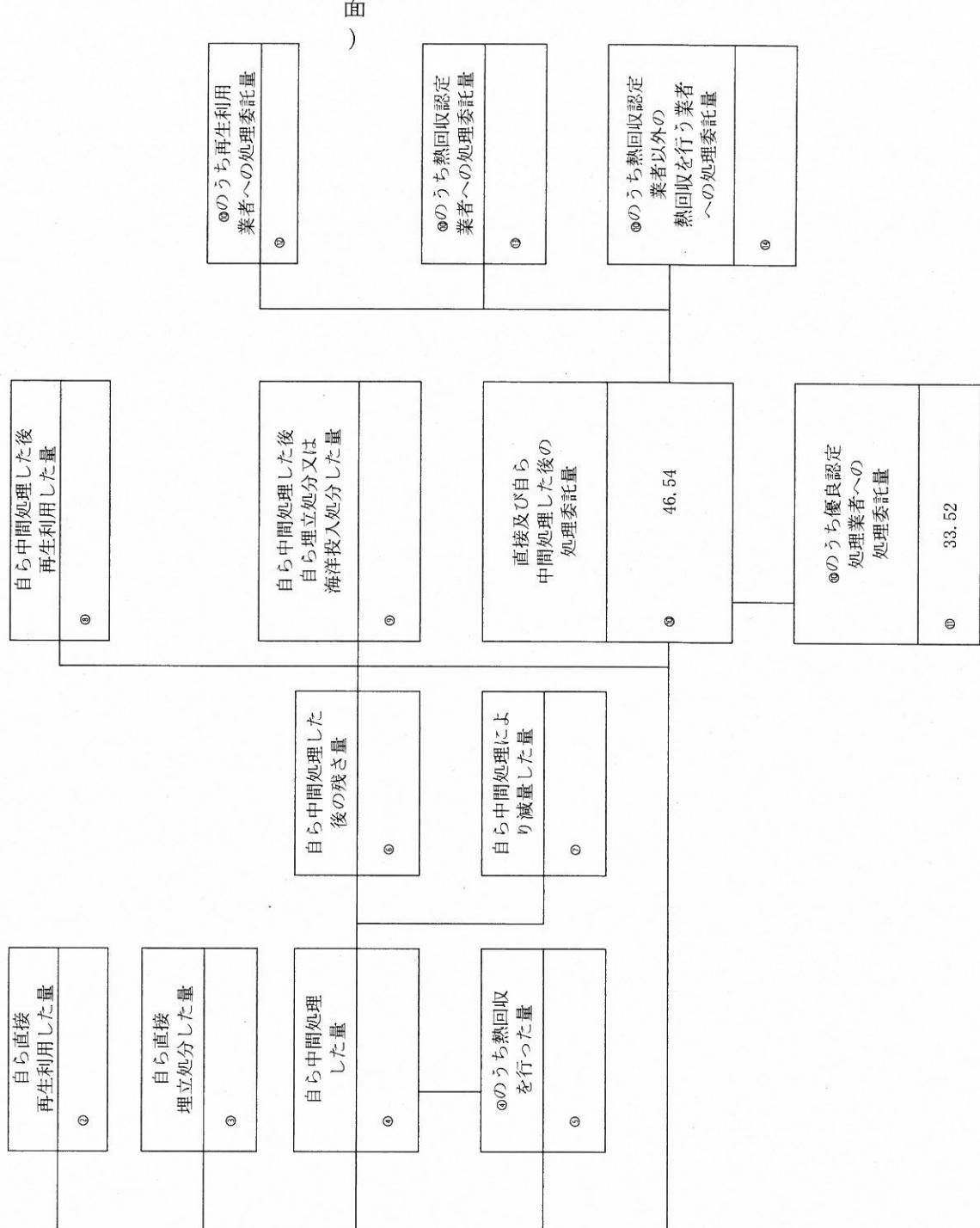
自ら中間処理した後再生利用した量	①	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①	自ら中間処理した後自ら埋立処分した量	①
⑩のうち再生利用業者への処理委託量		⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量		⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	
⑪		⑪		⑪	
⑫		⑫		⑫	
⑬		⑬		⑬	

一回

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： ばいじん(有害))

有 債 物 量	不要物等発生量	自ら直接 再生利用した量
	排出量	②
項目	実績値	自ら直接 埋立処分した量
	①排出量	③
①自ら再生利用を行った量	②自ら中間処理を行った量	④⑤うち熱回収を行った量
	③自ら熱回収を行った量	⑥
④自ら中間処理により減量した量	⑤自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量	⑦
	⑥全処理委託量	⑧
⑦優良認定処理業者への処理委 託量	⑧再生利用業者への処理委託量	⑨
	⑨熱回収認定業者への処理委託 量	⑩
⑩熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	⑪	⑫
	⑫	⑬



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑩の欄のそれぞれに、
 - (1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。